

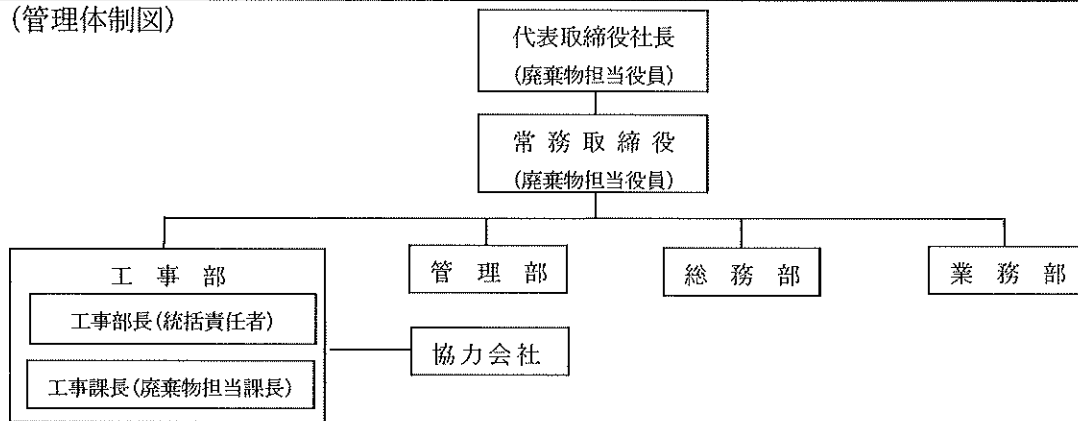
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 2 / 日	
郡 山 市 長 様	
	
提出者	
住 所 郡山市虎丸町14番9号	
氏 名 昭和建設工業株式会社	
代表取締役社長 滝 田 幸 生	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 024-922-6390	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	昭和建設工業株式会社
事業場の所在地	郡山市虎丸町14番9号
計画期間	令和 6年4月1日 から 令和 7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	0611 一般土木建築業
②事業の規模	3,348,157千円
③従業員数	39名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	工事の受注 → 既設構造物 → 運搬車両への積込 (産業廃棄物のある工事) 既設舗装版の取り壊し等 → 運搬 自社及び下請 による運搬 → 中間処理施設へ搬出 及び最終処分場へ搬出

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類
	排 出 量	8770.97 t	112.60 t	2.47 t
	(これまでに実施した取組) ・ がれき類は再生処理業者に処理を委託し再生材として再資源化した。 ・ 木くず類、廃プラスチック類は中間処理業者へ搬入し適正に処理を実施した。			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類
	排 出 量	8000.00 t	100.00 t	10.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・ がれき類は再生処理業者に処理を委託し再生材として再資源化を図る。 ・ 木くず、廃プラスチック類の処理についても許可業者へ搬入し、適正に処理を実施する。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 受注工事現場から発生する産業廃棄物は、既設構造物・既設舗装版(がれき類)及び伐採に伴う木材(木くず)等があり、分別の上処理している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 発生する産業廃棄物は、分別処理を徹底する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	なし t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用はありません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	なし t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定はありません。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	なし t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	なし t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら中間処理はありません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	なし t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	なし t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定はありません。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	なし t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分はありません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	なし t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定はありません。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類
	全処理委託量	8770.97 t	112.60 t	2.47 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	8770.97 t	112.60 t	2.47 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) ・ 発生した産業廃棄物は廃棄物の種類別に分別し、自社運搬並びに収集運搬業者に委託して運搬し、処理施設に搬入した上で適切に処理されていることを確認している。			

(第5面)

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類
	全処理委託量	8000.00 t	100.00 t	10.00 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	8000.00 t	100.00 t	10.00 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 今後とも発生した産業廃棄物は廃棄物の種類別に分別し、自社で運搬並びに収集運搬業者に委託した上で、処理業者へ搬入の上で適切な処理を実施していく。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。